

令和6年第7回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和6年7月5日（金）午後1時30分から午後2時15分まで

2. 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室

3. 出席委員 （20人）

会 長	20番	谷 則男
委 員	1番	岡本 三枝子
	2番	中村 貴子
	3番	北澤 良祐
	4番	菊岡 祐一
	5番	奥村 郁雄
	6番	稲田 正文
	7番	田村 勝美
	8番	小出 正和
	9番	阪部 幸弘
	10番	森澤 明
	11番	太田 健市
	12番	中川 善宏
	13番	中村 安秀
	14番	奥 哲郎
	15番	森島 孝司
	16番	吉田 真己
	17番	畑中 恭伸
	18番	新井 泉次
	19番	木村 正樹

4. 欠席委員 （ 0人）

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第20号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）

日 程 第 4 報告 第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（専決）

日 程 第 5 報告 第14号 農地法第4条第1項の規定による届出について（専決）

日 程 第 6 報告 第15号 農地法第5条第1項の規定による届出について（専決）

日 程 第 7 報告 第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について（専決）

日 程 第 8 報告 第17号 農地の現況確認について（専決）

農業委員会事務局

事務局長 上田 周児
事務局 岡 正樹
事務局 阪本 幸華
事務局 村井 萌晟
事務局 永田 武司

6. 会議の概要

事務局	開会に先立ちまして事務局から報告いたします。 本日の定例総会の出席委員数は農業委員 14 名中 14 名、推進委員 6 名中 6 名の出席です。 農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。 それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願いいたします。 (挨拶)
会長	先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。 只今より、令和 6 年第 7 回農業委員会定例総会を開会いたします。 なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願いいたします。 日程第 1、会期決定の件は、本日 1 日とします。 日程第 2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。 ご異議ございませんか。 (異議なし) 異議なしとのことなので、6 番 稲田委員、7 番 田村委員よろしくお願いいたします。 なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。 日程第 3、議案第 20 号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認（利用権貸借）についてを上程し、受付番号 34 番から 36 番について事務局から説明いたします。
事務局	受付番号 34 番から 36 番については、同一借受人のため取りまとめて説明します。 受付番号 34 番について説明します。 本案件は新規設定で権利の種類は賃貸借です。 内容は議案書のとおりです。 受付番号 35 番について説明します。 本案件は新規設定で権利の種類は賃貸借です。

	内容は議案書のとおりです。 受付番号３６番について説明します。 本案件は新規設定で権利の種類は賃貸借です。 内容は議案書のとおりです。 借り手はいずれも城陽市寺田 ●● ●●です。
会 長	対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。借り手は経営面積の増加意向であり、果樹や野菜の規模拡大に取り組まれており問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号３４番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 受付番号３５番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 受付番号３６番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 受付番号３７番について事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号３７番について説明します。 本案件は令和元年９月１日から令和６年８月３１日で設定された利用権設定の再設定

	で権利の種類は賃貸借です。 内容は議案書のとおりです。 借り手は京都市上京区 ●●●●●●●●●●●● ●●● ●● ●●です。
会 長	対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。
事務局	●●と一緒に植付け、成長、収穫した野菜等を食育の一環として使用されます。以前から当該地を適正に耕作・管理されており適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくをお願いします。
会 長	只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号３７番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 受付番号３８番について事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号３８番について説明します。 本案件は新規設定で権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 借り手は城陽市観音堂 ● ●●●です。
会 長	対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。借り手は息子とともに規模拡大に取り組まれており問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号３８番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号39番について事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号39番について説明します。

本案件は新規設定で権利の種類は使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市平川 ●●●●●●●● ●●●●●● ●● ●●です。

会 長

対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局

経営農地については適正に管理されており適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長

只今、事務局から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号39番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号40番について事務局から報告をお願いします。

事務局

受付番号40番について説明します。

本案件は令和5年10月1日から令和6年9月30日で設定された利用権設定の再設定で権利の種類は賃貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市観音堂 ●● ●●●●です。

会 長

対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。借り手は野菜を中心に栽培されており問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号４０番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

日程第４、報告第１３号 農地法第３条の３第１項の規定による届出についてを専決しました。受付番号２８番から３２番について事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号２８番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市寺田 ●● ●●。

受付番号２９番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市上津屋 ●●● ●。

事務局

受付番号３０番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市長池 ●● ●●●。

受付番号３１番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、愛媛県松山市 ●● ●●。

受付番号３２番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、大阪府河内長野市 ●● ●●。

会 長

只今、事務局から説明を受けました。

ご意見・ご質問はございませんか。

●●委員

相続について異論はないのですが、相続人で遠方の方がおられますが農地の管理はどうされるのですか。

事務局	農地バンク制度があり、届出の際に管理が困難であれば登録について案内しており、登録されない場合は所有者で管理されるものと理解しております。 今回は登録されておられません。
会 長	相続の権利については相続人間での話し合いとなります。届出の際には、管理については農地バンク制度の紹介をし、内容説明も行っておりますが、権利者へは農地管理についても説明を行っておいて下さい。 他にご意見・ご質問はございませんか。 ご意見・ご質問がないようですので、日程第4を終了します。 日程第5、報告第14号 農地法第4条第1項の規定による届出についてを専決しました。受付番号4番について事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号4番について説明します。 土地の所在は、城陽市寺田 地目は田 面積は合計336平方メートル 申請人は、城陽市寺田 ● ●●●。 資料1に位置図等を添付しております。 場所は農業振興地域外の市街化区域です。 一般住宅新築のため転用されます。 雨水は前面道路側溝に排水します。 以前から露天駐車場として利用されるため顛末書が提出されています。 環境課 ・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。 管理課 ・申請地北側及び南側に存する市道を取り込まないよう注意してください。 ・申請地東側に存する排水路を取り込まないよう注意してください。 ・道路に関する工事を行う場合は、道路法による協議をしてください。 ・排水路に関する工事を行う場合は、水路等管理条例に関する協議をしてください。 ・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。 ・土地形状の変更をされる場合は、隣接地の排水を考慮してください。 都市政策課 ・建築確認申請の事前協議を要します。 等の意見が付されております。
会 長	本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。

担当委員	報告いたします。周辺は住宅地であり、周辺に農地はなく顛末書が提出されているので問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。
●●委員	顛末書が提出されていますが、申請人の所有している他の農地は適正に管理されておられますか。あと、理由書のあて先が未記入についての説明もお願いいたします。
事務局	申請人の所有農地は、今回の申請および5条申請されている農地以外は所有されておりません。そして、理由書のあて先については、申請書類の一件書類としてとらえており、理由書に新たにあて先は求めておらず、今後の申請についても求めないこととしたいと考えております。
会 長	他にご意見・ご質問はございませんか。 ご意見・ご質問がないようですので、日程第5を終了します。
	日程第6、報告第15号 農地法第5条第1項の規定による届出についてを専決しました。受付番号3番について事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号3番について説明します。 土地の所在は、城陽市水主 地目は畑 面積は291平方メートル 譲渡人は、城陽市富野 ●● ●●。 譲受人は、城陽市富野 ●● ●●●。 資料2に位置図等を添付しております。 場所は農業振興地域外で市街化区域です。 住宅建築のため転用されます。 雨水は前面道路側溝に排水します。 土地改良区 ・雨水排水については、計画図面のとおりに処理すること。 環境課 ・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。 管理課 申請地北側に存する市道を取り込まないよう注意してください。 ・道路に関する工事を行う場合は、道路法による協議をお願いします。 ・雨水排水の接続先及び接続箇所について、協議をお願いします。 ・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。 ・土地形状の変更をされる場合は、隣接地の排水を考慮してください。

	都市政策課 ・ 建築行為にあたり、事前に建築確認申請の事前協議を行ってください。また、雨水排水の最終接続は1ヶ所にまとめてください。 との意見が付されております。
会 長	本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。事務局説明どおりで問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。ただ、申請地の南側に譲渡人の農地が残ることになりますので、譲受人と譲渡人の関係を事務局から補足説明をお願いします。
事務局	譲受人と譲渡人は親子関係であり、農地への通行に際しての支障はありません。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。
●●委員	農家住宅を建築されるのですか。
事務局	市街化区域でもあり、一般住宅建築となります。
会 長	他にご意見・ご質問はございませんか。 ご意見・ご質問がないようですので、受付番号4番について事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号4番について説明します。 土地の所在は、城陽市寺田 地目は田 面積は合計704平方メートル 譲渡人は、城陽市寺田 ● ●●●。 譲受人は、宇治市広野町 ●●●●●●●● ●●●●● ●● ●●。 資料3に位置図等を添付しております。 場所は農業振興地域外で市街化区域です。 宅地開発のため転用されます。 雨水は前面道路側溝に排水します。 以前から露天駐車場として利用されるため顛末書が提出されています。 環境課 ・ 現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。 管理課 ・ 申請地北側及び南側に存する市道を取り込まないよう注意してください。

- ・申請地東側に存する排水路を取り込まないよう注意してください。
- ・道路に関する工事を行う場合は、道路法による協議をしてください。
- ・排水路に関する工事を行う場合は、水路等管理条例に関する協議をしてください。
- ・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。
- ・土地形状の変更をされる場合は、隣接地の排水を考慮してください。

都市政策課

- ・建築確認申請の事前協議を要します。

との意見が付されております。

会 長 本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。先ほどの4条申請と同様に周辺は住宅地であり、周辺に農地はなく
 顛末書が提出されているので問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願
 いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明を受けました。
 ご意見・ご質問はございませんか。
 （意見・質問なし）

ご意見・ご質問がないようですので、日程第6を終了します。

日程第7、報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について専決しま
 した。受付番号4番について事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号4番について説明します。
 土地の所在は城陽市平川
 内容は議案書のとおりです。
 解約理由は双方合意による解約です。

会 長 只今、事務局から説明を受けました。
 ご意見・ご質問はございませんか。
 （意見・質問なし）

ご意見・ご質問がないようですので、日程第7を終了します

日程第8、報告第17号 農地の現況確認についてを専決しました。受付番号2番に
 ついて事務局から説明いたします。

事務局 受付番号2番について説明します。
 内容は議案書のとおりです。

土地の所在は、城陽市平川。

申請人は、城陽市平川 ●● ●です。

資料４に位置図を添付しております。

過去に農地転用されており、農地台帳から除外されていましたが、現在まで農地として利用されています。今回、●●氏から現況確認願いが提出され、６月２１日に●●委員と事務局で現地を確認し、農地として耕作されていることが確認できたため、農地台帳に登載することとなりました。

会 長 本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。事務局説明どおりで農地として利用されており問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

今後、面積や条件によっては農地でなく家庭菜園と思われるような申請が提出されてくることも考えられますので、事務局においても整理ねがいます。
ご意見・ご質問がないようですので、日程第８を終了します。

以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第７回定例総会を終了致します。

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願いいたします。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員